

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

1992年地球サミットを契機として、「持続可能な開発」が世界の約束とされました。持続可能な開発は、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限度内で生活しつつ達成すること」と定義されています。この生態系を支える「生物多様性」は、自然環境の多様性を必要とします。そして、この自然環境こそが私たち人類生存の基盤を成し、教育・文化・産業の源であり、経済をはじめとする様々な人間活動を支えてきました。

我国においては環境基本法が制定され、「環境の世紀」と声高々に、各種法制度の改正や創設による様々な環境政策が展開されることとなりました。自然保護・保全への取組は、環境配慮型の公共事業の推進と共に、住民が主体になった行動が生まれ、各種団体の取組も活発化しています。しかし、その一方で、優れた自然だけでなく、身近な自然が次々と姿を消していることも事実です。これは、野生生物の生息・生育地を縮小・消失させ、生態系の質的低下を招く土地利用のあり方が問題であり、水と緑のネットワークを回復するためには、生態的秩序に沿った土地利用や水利用及び資源利用を図らなければなりません。

こうした状況の中で、環境問題の根幹にある生態系の回復にとって必要不可欠な「生物多様性」への関心や理解は低く、環境施策の中で最も遅れていることが憂慮されます。また、環境保全活動の中には、個々の目的が一元的であるが故に、思い込みや善意の誤解によって視野を狭める危険が潜在しています。一部では、目的と手段の取り違えや誤解、不適切な計画や設計、或は現場の理解不足による弊害の顕在化も見受けられます。このため、様々な主体との交流や連携によって、相互に環境問題の本質を理解することに努め、正しい価値観を身に付け、適切に判断し行動できる人材の育成とその仕組づくりが求められます。

これらのことから、日本ビオトープ管理士会徳島支部は、人材育成と組織強化を図りつつ各種の主体と連携し、環境問題を多元的な視点から捉え、生態的秩序に沿った土地利用を考えることで、野生生物の生息・生育地の保全・回復に努めます。そして、環境と経済が調和する安定した社会づくりを目指し、[徳島県民や各種団体及び関係行政機関等] に対して、[自然生態系の保護・保全・復元・再生・維持等の支援] に関する事業を行い、[自然と共存する美しい県土づくりに貢献し、もって持続可能な社会の発展] に寄与することを目的としています。

2 設立に至るまでの経過

ビオトープ管理士は、(財)日本生態系協会認定によって平成9年度に制度化された民間資格です。日本ビオトープ管理士会は、その資格取得者の有志によって平成10年度に発足し、平成16年12月には、当会の目的をより実効性のあるものとするために地方支部の運用が開始されました。そして、本部とのゆるやかな連携を形づくり、各々が独自の活動を行うことを目的として全国6地区の地方支部が発足しました。

徳島県下におけるビオトープ管理士は、地域の野生生物の生息・生育地の保全・回復のために個々に活動してきましたが、地方支部運用を契機に組織的活動を強く求めることとなり、平成16年12月21日付で日本ビオトープ管理士会の支部登録を経て、徳島支部の設立に至りました。

平成 17 年 3 月 9 日

日本ビオトープ管理士会徳島支部

設立代表者 住 所 徳島県板野郡土成町吉田字笹草の二19-8
氏 名 榎 本 幸 実 印